

農学委員会・食料科学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：農学分野における名古屋議定書関連検討分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に 印を付ける。)	農学委員会 食料科学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	生物多様性条約第10回締約国会議において、名古屋議定書が採択され、2014年10月に発効した。日本もこれを批准し、条約に則った生物資源へのアクセスとその利用から生じる利益配分を行うことが求められている。本分科会は、多様な遺伝資源を利用する農学・食料科学領域の学術研究において支障が生じないために必要と考える、研究者コミュニティが共通認識とすべき考え方や連携して取り組むべき課題や措置について協議し、円滑な遺伝資源の活用による学術と関連産業の発展を促すため施策について提言を行う。また、生物資源を扱う他の委員会や分科会とも連携し、日本の学術団体としての考え方や立場を協議し、名古屋議定書に関する情報の収集・発信を行う。
4	審議事項	生物多様性条約下の名古屋議定書関連の課題や問題点を把握し、考え方や立場を協議して情報発信する。
5	設置期間	令和2年10月29日～令和5年9月30日
6	備考	事実上24期からの継続